

指定管理者候補者の選定方法

策定：平成 25 年 6 月 4 日委員会決定
一部修正：平成 26 年 7 月 31 日委員会決定

1 担当課による説明

施設の概要(概要, 設置目的), 募集要項(管理業務の内容, 評価基準(配点)), 指定管理者制度を導入したことによる実績評価等について説明

2 申請者ヒアリング

提出書類による選定を基本としつつ, 書類で不明な点を解消するために, 事業者ヒアリングを実施する。(申請内容以上の内容を付加することは認められない。)

○申請団体すべてをヒアリング対象とする

○ヒアリング順番は申請順とする

○ヒアリングの内容及び時間配分

申請団体の入室及び準備	5分以内
申請団体によるプレゼンテーション	10分以内
質疑応答	15分以内
撤収及び退出	5分以内
○採点時間	5分

3 審査(採点)

提出書類に基づき, 各評価項目ごとに採点する,
採点は下記の採点基準に基づき, 実施する。

全ての申請者ヒアリング終了後, 最終の採点を行う。点数集計は事務局で行う。

採点基準

次のとおり, 5段階評価により評価し, 配点する。

採点基準	配点の配分率
5=非常に良い(高度な能力を有している)	100%
4=良い(十分な能力を有している)	75%
3=普通(平均的)	50%
2=やや劣る(能力が少し不足している)	25%
1=劣る(まかせることが心配)	0%

●速算表

	3点	4点	5点	6点	7点	8点	9点	10点
5	3	4	5	6	7	8	9	10
4	2.25	3	3.75	4.5	5.25	6	6.75	7.5
3	1.5	2	2.5	3	3.5	4	4.5	5
2	0.75	1	1.25	1.5	1.75	2	2.25	2.5
1	0	0	0	0	0	0	0	0

4 候補者の決定

各委員の評価点数を合計し, その合計点数の一番高い者を指定管理者候補者と決定する。合計点数が同点の場合, 多数の委員が上位と評価した者を指定管理者候補者と決定する。それでも決定しない場合は, 提案価格の低い者を指定管理者候補者と決定する。

それぞれの評価基準を普通とした場合の点数を求め, それに審査委員数を乗じた結果を最低基準とし, 合計点数が最低基準未満の場合は, 合計点数が一番高くても指定管理者候補者とはしない。